

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成18年度取組実績」

2.5 日本労働組合総連合会東京都連合会

| 18年度の具体的取組内容 | 実績 |
|---|---|
| <p>1. 男女がともに仕事と生活の調和が可能となるよう、男女雇用機会均等法を抜本改正し、男女雇用平等の実現にむけ、取り組む</p> | <p>2006年3月8日「3.8国際女性デー」にちなみ、男女雇用機会均等法改正の本格審議を前に各政党の考え方を聞いた。また当日の集会では男女雇用平等法に向け、組織、職場で取り組むべきことを話し合った。</p> <p>なお、2006年4月12日連合東京第6回執行委員会で、「男女雇用機会均等法改正案修正を要求する決議を採択、各政党及び東京選出の国会議員に送付した。</p> |
| <p>2. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の実効性を高めるため、先行事例の取り組みについて学ぶ</p> | <p>2006年7月3日、男女平等月間の取り組みにあわせ、職場の両立支援制度を考えると、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の取組に関して、企業の取り組み、労働組合の取り組み、男性の育児休業取得体験を聞くセミナーを開催した。</p> <p>その後分散会を行い、職場の実態を話し合った。</p> |
| <p>3. 男女共同参画社会基本法に基づく、第二次行動計画が示されたことから、改めて男女共同参画社会基本法の正しい理解のための学習会を開催する。とりわけ、各自治体における男女共同参画等に関する委員会や懇談会メンバー向けの研修会を実施する。</p> | <p>年に1回（2006年11月9日）連合東京で推薦している女性の審議会委員を対象に、連合東京の政策制度要求について学習、また審議会の活動内容を報告し、情報を共有している。</p> |